

松野町新型コロナウイルスワクチン 接種実施計画

※本資料は、現時点の計画内容であり、今後、国の通知、事業の検討・調整等により、内容を変更する場合があります。
(令和3年5月時点)

第1章 予防接種実施計画

1 ワクチン接種において本町がめざすもの

住民一人一人が安心してワクチンを接種できる体制の整備を図り、効率的なワクチン接種を推進します。

2 接種対象者の概数

- (1) 高齢者数…1,835名（65～74歳：801名、75歳以上：1034名）
 - (2) 16歳から64歳までの者…1,672名
 - (3) 医療従事者等…49名 ※上記(1)(2)に含む
 - (4) 基礎疾患を有する者…240名（総人口の6.3%程度） ※上記(2)に含む
 - (5) 高齢者施設従事者…58名（総人口の1.5%程度）
- ※総人口を3,805名とする（令和3年2月末時点）

3 接種体制の構築について

(1) 接種体制について

ア 接種会場

松野町国民健康保険中央診療所及び松野町保健センター

イ 接種形式

個別接種を基本とする

ウ 接種可能件数

50～80人程度/日（250～400人/週を目指します）

エ 期間

令和3年5月～10月の平日（場合により土日祝日を含む）

なお、ここで定める期間とは、標準的なワクチン接種の期間であり、国の動向を踏まえ、期間を変更する場合があります。

オ 時間

14：00～16：30

カ 必要スタッフ数

医師1～2名程度、看護師3～5名程度、事務職等のスタッフ6～9名程度

キ 接種順位

国、県の指示やワクチン供給量も踏まえ、接種対象者を段階的に分け、接種を実施します。接種順位は、①医療従事者、②高齢者（高齢者施設従事者を含む）、③その他の方（基礎疾患を有する者を優先する）とします。

ク その他

接種日程については、保健福祉課及び中央診療所で協議します。

(2) ワクチンの分配について

町では、松野町国民健康保険中央診療所を基本型接種施設としてワクチンの管理を行います。

(3) 接種形態について

町では、松野町国民健康保険中央診療所での個別接種を中心に接種をすすめます。また、多様な生活スタイルに対応するため、土日祝日等を活用した接種も検討し、必要に応じ実施します。

(4) 接種予約について

新型コロナウイルスワクチン接種をより効率的に進めるためには、ワクチン供給量やワクチンの種類に応じた接種予約の受付や、接種間隔の管理が必要になります。松野町では、予約管理を外部委託し、予約の重複や間違い等の無い、より精度の高い予約管理を実現できるよう体制を構築します。

6月4日から、電話予約に加えたWeb予約システムも構築し、より利便性の高いワクチン接種体制を整備することも考えています。

(5) 対象者ごとの調整事項

ア 高齢者について

高齢者施設や障害者施設の入所者（65歳以上）等に対してワクチン接種を行う場合は、各施設へ松野町国民健康保険中央診療所より医師及び看護師等が出張し、集団接種を行います。

また、訪問診療の際にワクチン接種を行う場合なども想定されますが、ワクチン供給量の観点から、ワクチンが無駄にならないよう実施方法について十分に検討し、ワクチン接種を行う必要があります。

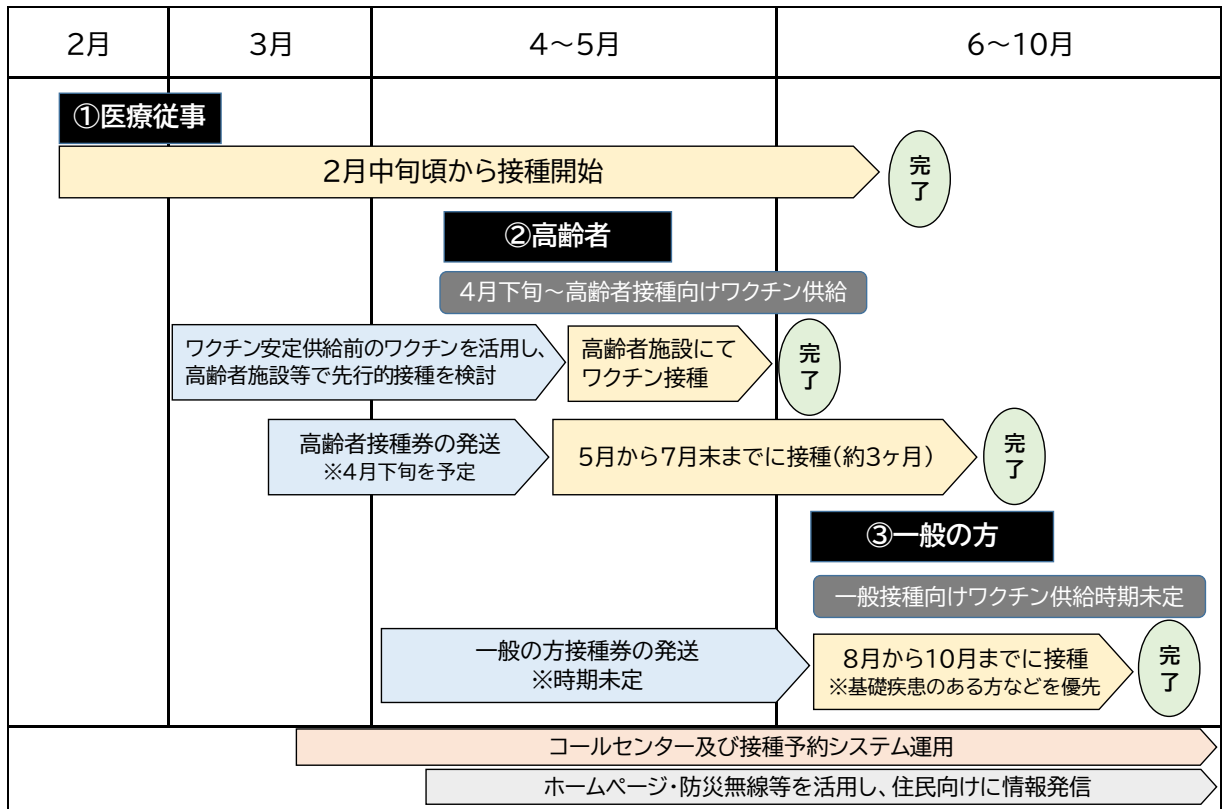
イ 基礎疾患を有する者について

基礎疾患を有する者については、主治医とも十分に相談した上でワクチンを接種することとします。

(6) 接種の流れについて

「図1 接種の流れについて」を参照

4 現時点での接種スケジュール(予定)(令和3年3月末時点)

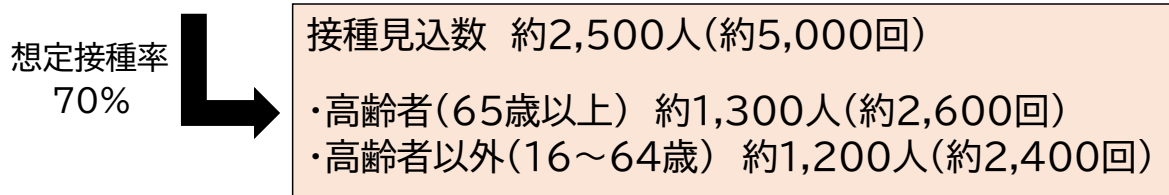
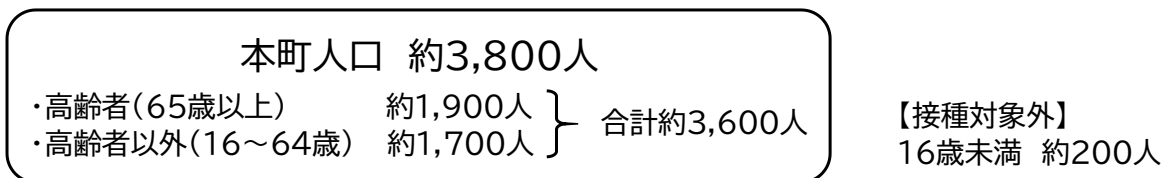


①医療従事者等 ※愛媛県が実施

②高齢者(高齢者施設従事者を含む)【国目標】令和3年7月末までに接種完了

③一般の方(基礎疾患のある方を含む)【国目標】ワクチン本格供給から6ヶ月以内に接種完了

5 想定する接種数



接種回数(想定)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
中央診療所	900人	900人	900人	800人	800人	800人	5,100人



6 接種券の送付について

(1) 内容物

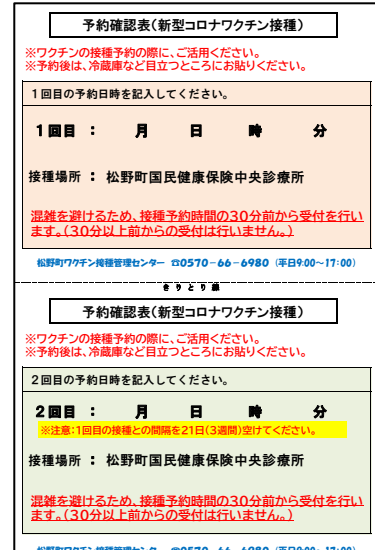
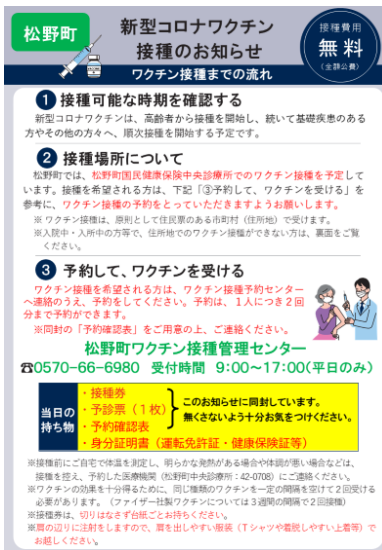
- ア 新型コロナワクチン接種のお知らせ
- イ 新型コロナワクチン接種券
- ウ ワクチンに関する説明書
- エ 予約確認表（新型コロナワクチン予防接種）
- オ 予診票 2枚

※国や県の動向を踏まえ、内容物については随時検討した上で送付します。

(2) その他

接種券等は専用の封筒で送付し、他の郵送物と区別がつくように配慮します。

参考資料 1 接種券郵送時の送付書類（例）

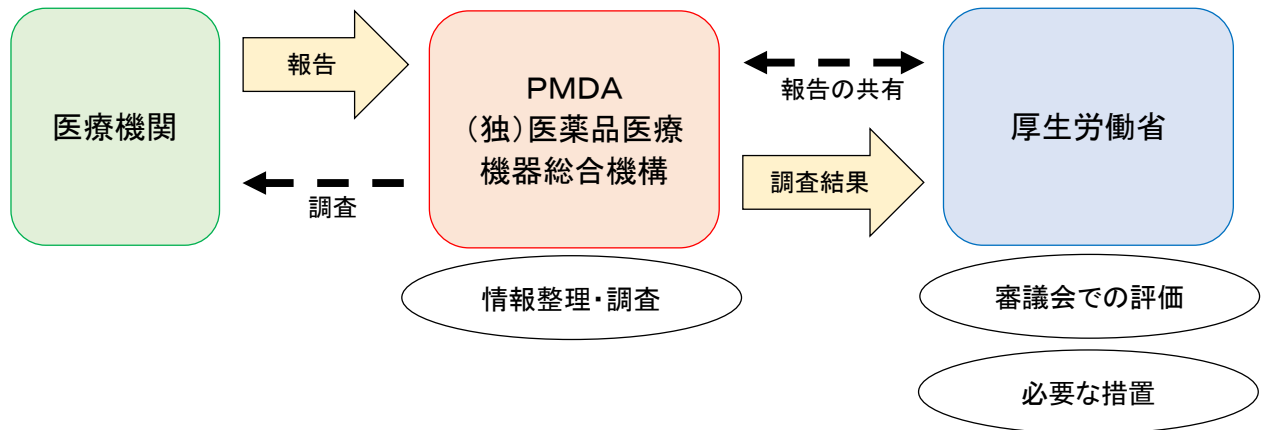


7 ワクチン接種後の副反応について

副反応等に関する相談については、愛媛県が設置するコールセンターにて相談受付を行います。相談窓口の周知については、接種券送付時の案内文書や町広報誌等で周知を図ります。

また、副反応疑いがあった場合には、実施医療機関から（独）医薬品医療機器総合機構を通じて厚生労働省に報告します。

図2 医療機関から厚生労働省への副反応疑い報告に関する流れ



8 その他

ワクチン接種に関して、現状では決定していない事項については、国や県の動向も踏まえ、保健福祉課及び町感染症対策本部会議等で協議の上、方針を定めていきます。

第2章 松野町予防接種健康被害調査委員会について

1 松野町予防接種健康被害調査委員会の目的について

松野町民に実施する予防接種で健康被害が発生した際に、健康被害の適正かつ円滑な処理を図る事を目的とし、委員会を設置します。

2 松野町予防接種健康被害調査委員会の所掌事項について

委員会の所掌事項については下記のとおりとします。

- (1) 予防接種に関連して発生した事故の原因及び事後措置並びにその対策の調査研究
- (2) 当該事業の疾病の状況及び診療内容に関する資料収集
- (3) 必要と考えられる特殊検査又は剖検の実施についての助言
- (4) その他必要と認める事項

3 委員会の構成について

委員は、下記に掲げる委員をもって構成します。

- (1) 松野町保健福祉課長の職にあるもの
- (2) 宇和島保健所長等の職にあるもの
- (3) 宇和島医師会に所属する医師の内から選任するもの1人
- (4) 愛媛県予防接種事故専門医師の内から選任するもの1人

4 健康被害救済に係る手続き

健康被害救済に係る手続きについては「図3 健康被害に係る手続きの方法」のとおりです。

図3 健康被害に係る手続きの方法

